官

齑

- がった この巡点方に強んだに 5法の対象項目1二ル」と表記され |は、掻化だコルモノマーである。一般に「掻化だコ, |わることがあるため、これと明確に区分することと
- . 第1の方法は、規格K0125の「5.1 パージ・トラップ―ガスクロマトグラフ質量分析法」に規定された方法に基づいており、ジクロロメタンやベンゼン等の塩化ビニル以外の揮発性有機化合物の標準物質及び必要な内標準物質(フルオロベンゼン、4ープロモフルオロベンゼン等)を追加し、塩化ビニルの揮発性の高さに留意した試験操作を行うことで同時分析が可能である。
- 、第2の方法は、日本工業規格K0125の「5.2 ヘッドスペースーガスクロマトグラフ質量分析法」に規定された方法に基づいており、シクロロメタンやペンセン等の塩化と質上以外の揮発性有機化合物の標準物質及び必要な内標準物質(フルオロベンセン・4ープロモフルオロベンセン等)を追加し、塩化ビニルの揮発性の高さに留意した試験方法を行うことで同時分析が可能である(ただし、水によく混和し、水からの揮発性の低い1,4ージオキサンは除く。)
- これらの測定法の定量下限は、いずれも $0.2\mu\mathrm{g}$ / L である。
- ここに示す商品は、これらの測定法使用者の便宜のために、一/、て例示したが、これらを推奨するものではない。 これと同等以、用いてもよい。 -般に入手できる 人上の品質、性能 るものと注意のもの
- この測定方法における用語の定義その他この測定方法に定めのない事項については、 規格に定めるところによる。

〇環境省告示第八十六号

次のように改正し、平成二十四年五月二十五日から施行する。 九月環境庁告示第六十四号(環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法を定める等の件) 第四号中「備考三」を「備考七」 排水基準を定める省令(昭和四十六年総理府令第三十五号)第二条の規定に基づき、 平成二十四年五月二十三日 に改め、 第五号中「備考十五のり) (第一段を除く。 環境大臣 細野 \subseteq 昭和四十九年 を「備考十 の 一部を

十号とし、 表七」を「付表九」に改め、同号を第三十二号とし、第三十号を第三十一号とし、 のりの1)から3)まで」に改める。 第四十一号を第四十二号とし、第三十二号から第四十号までを一号ずつ繰り下げ、第三十一号中 第二十八号を第二十九号とし、第二十七号の次に次の一号を加える。 第二十九号を第三 付

二 十 八 一・四―ジオキサン 告示付表七に掲げる方法

環境省告示第八十七号

方法)の一部を次のように改正し、平成二十四年五月二十五日から施行する。 ·八月環境庁告示第三十九号 (水質汚濁防止法施行規則第六条の二に基づき環境庁長官が定める検定 水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六年通商産業省令第二号)第六条の二の規定に基づき、 平成

ス体にあっては日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法、トランス体 クロロエチレン」に、日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法」を、シ ンス体にあっては「リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム」に改め、 につき○・○○四ミリグラム」を「シス体にあっては一リットルにつき○・○○四ミリグラム、トラ にあっては日本工業規格K○一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法」に、「リットル 別表シス―一・二―ジクロロエチレンの項中「シス―一・二―ジクロロエチレン」を「一・二―ジ 平成二十四年五月二十三日 亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項の次に次のように加える。 同表アンモニア、アンモニウム 環境大臣 細野

塩化ビニルモノマー 四一ジオキサン いて)付表に掲げる方法下水の水質汚濁に係る環境基準につ平成九年三月環境庁告示第十号(地 環境基準告示付表七に掲げる方法 __ミリグラム ーリットルにつき○・ ミリグラム 000

15

○環境省告示第八十八号

める測定方法を定める件)の一部を次のように改正し、 ・九月環境庁告示第五十五号 (水質汚濁防止法施行規則第九条の四の規定に基づき、環境庁長官が定 水質汚濁防止法施行規則 (昭和四十六年総 理 府令第二号)第九条の四の規定に基づき、 平成二十四年五月二十五日から施行する。 平成八

別表シス―一・二―ジクロロエチレンの項中「シス―一・二―ジクロロエチレン」を「一・二―ジ 平成二十四年五月二十三日 豪志

K○一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法」に改め、 化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項の次に次のように加える。 あっては規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法、トランス体にあっては規格 クロロエチレン」に、規格K○一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法」を「シス体に 同表アンモニア、アンモニウム

塩化ビニルモノマー について)付表に掲げる方法平成九年三月環境庁告示第十号(地下水の水質汚濁に係る環境基準平成九年三月環境庁告示第十号(地下水の水質汚濁に係る環境基準

四一ジオキサン 環境基準告示付表七に掲げる方法

〇北海道開発局告示第五十七号

規定に基づき、告示する。 次のように道路の区域を変更したので、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項

その関係図面は、平成二十四年五月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。 北海道開発局長

高松

泰

0

 $(\equiv)\ (\equiv)\ (\longrightarrow)$ 平成二十四年五月二十三日 道路の種類 般国道

線名 百三十三号

道路の区域

X

八番まで 九番ーから同市大和田一丁目六 留萌市大字留萌村字幌糠三五八 間 別更前 Α t.00~ 敷 地 の 兀 幅 四さつい 員 ○・四九七 延 툱

B

ċ

前 G F H 二〇六〇~一九二・〇〇 九 应 九〇 示す。 財・ ロ・ 関係図面に表 リスび K の区分

Κ Α |七·00~|四四·00 一〇·四九七

後 H・E I・F Р. Б. 二〇・六〇~ | 九二・〇〇 九 应 九〇

道路の種類 図面縦覧場所 北海道開発局及び同局留萌開発建設

般国道

X

道路の区域 路線名 |百三十八号、二百三十九号及び二百四十| 믁

間

後変 別更 前

敷

地

の

幅

員

延

|番四地先まで| |市大曲二丁目||二五番||から同市大曲二丁目 図面縦覧場 後前 五五 ተተ 九九 八八~四七・〇九八八~五三・八三 〇〇_{キロ} 〇・〇 九九ト 八八ル

所 北海道開発局及び同局網走開発建設部

四網 五走

(PU)